

論壇

行政不服審査法の改正の方向性

青木 丈
〔神田〕

I はじめに

行政機関等の処分によつて國民が不利益を被つた場合の事後救済制度としての行政不服申立手続に関する一般法である行政不服審査法(以下「行審法」という)の抜本的改正は、平成18年頃から法所管する総務省において準備が進められてきたが、この間2度の政権交代を経て、その方向性がわかれづらくなっている。

そこで本稿では、これまでの経緯を振り返り、現時点で想定される主たる論点を整理することとする。なお、行審法と同時にその特別法たる国税通則法や地方税法の不服申立手続についても整備法として改正されることとなる。

II これまでの経緯

行審法は昭和37年に制定され、以来半世紀が経過したが、実質的な改正がされていない。この間、平成5年には行政の事前手続の一般法である行政手続法(以下「行手法」という)が制定され(平成17年に意見公募手続等が拡充)、行審法とともに同日に制定された行政事件訴訟法(以下「行訴法」という)も平成16年に抜本的な改正が行われるなど、行審法と密接に関連する行手法上の処分時の手続や改正が改めて整理する必要が生じている。

そこで、平成18年10月に総務大臣主宰の下、「行政不服審査制度検討会」が開催され、その結果、民主党政権として旧法をそのままの形で再提出され、平成19年7月に

出することは見送られた。

そして、平成22年8月に、行審法の改革など行政救済制度のあり方を検討するため、総務大臣と行政刷新担当大臣を共同座長とし、政務三役等及び有識者で構成された行政救済制度検討チームが開催され、平成23年12月に同検討チームの「取りまとめ」(注2)(以下「取りまとめ」という)が公表された。

その後は、行審法の法所管たる総務省行政管理局に

おいて、法案作成作業が続行されたので、民主党政権下の取りまとめの内容をそのまま法案化することは困難となつたものと思われる。今後は、旧法案の再検討も含め法案化することは困難となる。

そこで以下の通り再度調整されていくことが想定される。

そこで以下では、旧法案と取りまとめの主たる内容の差異を確認しながら、改正の方向性を探ってみたい。

III 改正の方向性—旧法案と取りまとめの差異—

1、目的

旧法案では法の目的規定(第1条)に「公正な手続の下で」を挿入することとされていたが、取りまとめでは「公正性への配慮」とともに「柔軟で実効性のある救済」の観点を明示することとされていた。

2、不服申立構造

現行法では、処分に対する審査請求に「再審査」として、一定の処分については、現行法上の異議申立てに相当する「再調査」の請求を審査請求に前置するものとして規定することとされていた。

3、審理体制

旧法案では、処分に関する審理官のうちから指名された者が審理するところとされていた(注3)。

これに対し、取りまとめでは、審査会は設けず、審査官から分離して置かれる「審理官(特定の府省に一括設置が念頭)」のうちから指名された者が審理するところとされている(注3)。

4、不服申立期間

現行法上の不服申立期間は60日であるが、旧法案ではこれを3月に延長、取りまとめでは行訴法上の出訴期間と合わせて6月に延長することとされていた。

IV おわりに

以上、紙幅の都合から主たる項目に限つてであるが、旧法案と取りまとめの差異を確認してきた。自公、民主それぞれの異なる政権下での案で、一部に異なる内容があるものの、基本的にはそれぞれの案の考え方とは共通しているといつてよいであろう。たとえば、旧法案における審査会は改革の目玉とされていたが、取りまとめでは、審査会は屋上屋であるとの批判に対応するため、旧法案における審査会は問題意識を持ちながら手帳判断の余地はないはずであり、政権交代を経ても改

めてはされなかつたが、取りまとめでは、チームWGでの個別の検証にもとづき、現存する99本の前置の個別規定につき、全部廃止55本、一部廃止8本、一重化8本、存置28本の結論が示された。なお、国税通則法は二重前置の一重化(異議申立前置の廃止)、地方税法は一段階前置を存置の結論である。

(注1) 総務省行政管理局「行政不服審査法案に関する勉強会(概要)」(平成21年12月28日)。(注2) 行政救済制度検討チーム「取りまとめ」(平成23年12月)。(注3) 国税不服審査局における審査会は第三者的機関である「行政不服審査会」(以下「審査会」といふ)への諮詢を原則としている。そこでから裁決することとされ、処分等が一定の処分申請型義務付け裁決」に加え、処分等が一定の処分「差止め裁決」についても行審法上に新たな申立ての類型として規定することとされていた。

また、「行政指導の中止等の求めを不服申立手続の一環として行審法上に規定することとされた。

まず、「行政指導の中止等の求め」については、旧法の不不服申立前置について、旧法案では特段の措置を数存在する。

この不不服申立前置について、旧法案では特段の措置

はなかったが、取りまとめでは、チームWGでの個別の検証にもとづき、現存する99本の前置の個別規定につき、全部廃止55本、一部廃止8本、一重化8本、存置28本の結論が示された。なお、筆者は本年1月末まで総務省行政管理局に勤務してきたが、既に退官しており、本稿の意見にわたり、政権交代を経ても改めてはされなかつたが、取りまとめでは、チームWGでの個別の検証にもとづき、現存する99本の前置の個別規定につき、全部廃止55本、一部廃止8本、一重化8本、存置28本の結論が示された。なお、国税通則法は二重前置の一重化(異議申立前置の廃止)、地方税法は一段階前置を存置の結論である。

法典では、職権発動を促す手続として、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方が、当該行政指導が根拠法律に定める要素に適合しないと思料する場合に、その中止等を求めることができる手続を行手法上に規定することとされた。これに対し、取りまとめでは、行政指導をするように求めることが想定される。

そこで以下の通り再度調整されていくことが想定される。

(注1) 総務省行政管理局「行政不服審査法案に関する勉強会(概要)」(平成21年12月28日)。(注2) 行政救済制度検討チーム「取りまとめ」(平成23年12月)。(注3) 国税不服審査局における審査会は第三者的機関であるので、旧法案における審査会、取りまとめにおける審理官のいずれも適用除外である。

冒頭述べたとおり、行審法は事後救済手続に関する一般法であるから、この改正は、その特別法である国税通則法や地方税法についても直接影響を与えるものである。税制改正建議権を有する税理士として、今後の改正動向を注視していくたい。

このに対しても規定することとされた。これに対して取りまとめでは、異議申立てを廃止し最上級行政手続を原則とする「異議申立て」及び処分以外の原則として直近上級行政手続に対する「審査請求」並びに審査請求の裁決後の「再審査請求」という3種類の不服申立ての類型が規定されている。

これが旧法案では、異議